

魚沼ケーブルテレビ施設撤去等実施設計業務委託

特記仕様書

令和8年5月

魚沼市

目 次

第1章	総 則	1
1.	基本事項.....	1
2.	番号及び名称.....	1
3.	履行場所.....	1
4.	履行期限.....	1
5.	業務目的.....	1
6.	業務概要.....	1
7.	準拠基準等.....	2
8.	資格要件等.....	3
9.	制限事項等.....	3
10.	貸与品等.....	3
11.	関係官公庁等への手続き.....	3
12.	施設等の立ち入り.....	3
13.	打合せ協議等.....	4
14.	打合せ記録.....	4
15.	提出書類.....	4
16.	成果物の提出.....	4
17.	検査.....	4
18.	成果物の使用等.....	5
19.	業務完了前における成果物の使用.....	5
20.	行政情報流出防止対策の強化.....	5
21.	疑義等.....	5
第2章	業務内容	6
1.	業務項目.....	6
2.	報告書の構成例.....	6

第1章 総 則

1. 基本事項

本仕様書は、本市が発注者として発注する次の業務に関し、必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）及び本仕様書に従い実施するものとし、魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号）等の関係規定を遵守すること。

なお、実施にあたっては、魚沼市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報資産を適正に取り扱うこととし、情報セキュリティ特記事項を遵守すること。

2. 番号及び名称

令8単情報委03号 魚沼ケーブルテレビ施設撤去等実施設計業務委託

3. 履行場所

魚沼市 堀之内ほか 地内

4. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月1日まで

5. 業務概要

本業務は、魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に伴うケーブルテレビ施設の撤去工事の実施設計である。本業務の前段階として、令和7年度に魚沼ケーブルテレビ撤去等調査業務（以下「調査業務」という。）を実施し、魚沼ケーブルテレビ撤去に伴い必要となる届出、手続き等の整理、また施設の課題の洗い出しを行っており、この調査結果を元に、更なる詳細調査を実施したうえで、実施設計を行うものである。

6. 業務目的

魚沼ケーブルテレビ事業は、平成18年度から本市が事業主体となってサービスの提供を行ってきた。近年、設備の経年劣化及び老朽化に加え、一部機材の市場在庫が枯渇してきている等、施設の維持管理において課題を抱えていたため、今後の資機材の供給状況等を総合的に判断し、令和9年3月で廃止することとした。事業廃止後は、速やかに施設の撤去工事を発注する必要があることから、現状に即した撤去工事の工事数量の算出及び設計図面の作成など、予算措置及び発注に必要な資料作成を目的としている。

7. 準拠基準等

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

- (1) 有線電気通信法及び関係法令・規則

- (2) 放送法及び関係法令・規則
- (3) 電気通信事業法及び関係法令・規則
- (4) 電波法及び関係法令・規則
- (5) 建築基準法及び関係法令・規則
- (6) 道路法及び関係法令・規則
- (7) 個人情報保護法及び関連法令、規則
- (8) 建設業法及び関連法令、規則
- (9) 電気設備技術基準
- (10) 日本工業規格（JIS）
- (11) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (12) 日本電気工業会規格（JEM）
- (13) 日本電子機械工業会標準規格（EIAJ）
- (14) 有線一般放送参入マニュアル（令和2年12月1日総務省）
- (15) 電子情報技術産業協会標準規格（JEITA）
- (16) 日本 CATV 技術協会標準規格（JCTEAS）
- (17) 日本電線工業規格（JCS）
- (18) その他、本業務の実施にあたり必要な関係法令、規格、基準等

8 資格要件等

魚沼市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査規程（平成16年魚沼市告示第63号）第2条第1項の規定に基づき競争入札等の参加資格が認められたもので、同条第2項各号に該当しないもののほか、以下のとおりとする。

(1) 管理技術者要件

管理技術者は、下記資格及び経験年数を有する者とし、恒常的な雇用関係にあるものとする。

①CATV総合監理技術者

②RCCM（電気・電子部門）

③過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、信越総合通信局所管の自治体が発注するケーブルテレビ施設更新等のための実施設計業務を管理技術者として従事した実績を1件以上有すること。

(2) 業務実績

過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、信越総合通信局所管の自治体が発注するケーブルテレビ施設更新等のための実施設計業務の実績を1件以上有すること。

9 制限事項等

- (1) 受注者は、本業務に伴う撤去工事の入札に参加できないものとする。

- (2) 受注者は、コンサルタントとして常に中立性を保持するものとする。成果物の発注仕様書等において、特定の製品名、製造所名又はこれらが推測されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、発注者と協議し承諾を得なければならない。

10 貸与品等

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり図面又は関係資料等を借用する場合は、事前に発注者の承認を得たうえで、借用書を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに発注者に返却しなければならない。損傷した場合は、受注者の責任において修復するものとする。

11 関係官公庁等への手続き

受注者は、必要に応じ、総務省信越総合通信局等の関係官公庁等に対する諸手続き及び打合せを、発注者と協議の上、迅速に処理しなければならない。

12 施設等の立ち入り

受注者は、施設の調査等にあたり施設や建物等に立ち入る必要がある場合は、事前に発注者と協議の上、発注者の承諾を受けてから施設等の立ち入りを行うこと。

13 打合せ協議等

- (1) 受注者は業務の遂行にあたり、発注者と密接に連絡を取り、各案件に関することはその都度協議し、円滑に業務を遂行しなければならない。
- (2) 受注者は本業務を実施するにあたっての方針及び業務の方向性を示し、発注者の承諾を得て業務を遂行しなければならない。
- (3) 受注者は発注者及び関係機関との打合せ、協議については記録簿を作成し、発注者へ提出しなければならない。また、総務省信越総合通信局との協議については発注者に同行し、助言を行う他、必要資料の作成を行わなければならない。
- (4) 打合せ協議は、業務期間中は発注者と受注者が協議の上で必要に応じて実施することとし、その都度進捗状況を報告しなければならない。また、業務上の問題点及び改善策を報告し、その他発注者の求めがある場合はその都度対応しなければならない。
- (5) 打合せ協議には管理技術者が参加しなければならない。
- (6) 打合せを行う場所は、原則として魚沼市役所本庁舎とするが、発注者と受注者が協議した上でWEB会議等で代替してもよい。

14 打合せ記録

- (1) 受注者は、後日確認ができるように打合せ事項、立会人、内容等を詳細に記載した記録簿を作成し、その都度監督職員に提出し、承認を得ること。また、最終成果品の提出時に添付しなければならない。

(2) 指示、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

15 提出書類

受注者は、契約締結後7日（休日等を含む）以内に業務着手届を発注者へ提出するとともに、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、発注者へ提出しなければならない。

業務計画書には、業務工程、業務組織計画、連絡体制（緊急時含む）を添付すること。

16 成果物の提出

受注者は、以下の期限までに本仕様書に示す成果物として報告書を提出すること。また、報告書は、A4版ファイル綴じ1部及び編集可能な電子媒体（CD等）1部を提出すること。

①中間報告書（令和8年9月30日まで）

②業務報告書（令和9年3月1日まで）

なお、中間報告書については、撤去工事の概算費用を示すものとする。

17 検査

受注者は、業務の完了時に成果物とともに契約履行届を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

18 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

また、業務の履行にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受注者の責任において適切に処理するものとする。

19 業務完了前における成果物の使用

本業務の完了前においても、発注者は成果物の一部について受注者の承諾を得て使用することができる。また、その事由が発生したときは、双方打合せを実施したうえで行うものとする。

20 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

21 疑義等

(1) 本仕様書の解釈について疑義又は規定のない事項が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上決定し施行すること。

- (2) 本仕様書に明記されていない事項でも本業務の完了上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項等については、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。

第2章 業務内容

1 業務項目

本業務の業務項目は、以下のとおりとする。なお、①中間報告書（令和8年9月30日まで）については、本項目中で次年度の当初予算要求に必要な項目とする。なお、調査業務により把握している撤去対象設備の概要については、別表1のとおり。

(1) 現地調査

調査業務資料及び既存資料を元に、現地調査を行うこと。

(2) 設計図面の作成

現地調査結果を元に、設計図面の作成を行うこと。また、既設図面等と現地に相違がある場合は、現地の状況を図面に反映させること。

(3) 数量計算

撤去工事に必要となる工事数量の拾い出しを行うこと。

(4) 事業費算出

魚沼ケーブルテレビ施設撤去工事の詳細事業費の積算を行うこと。

(5) 撤去工事特記仕様書（案）の作成

令和9年度以降に予定する魚沼ケーブルテレビ施設撤去工事の特記仕様書（案）を作成すること。

(6) 報告書の作成

2 報告書の構成例

No.	項 目	詳 細
1	現地調査	1 現地調査結果報告書 2 現地調査写真帳
2	撤去図面の作成	1 センター設備 2 伝送路設備
3	数量計算	1 数量計算書
4	事業費算出	1 撤去工事事業費積算
5	撤去工事特記仕様書（案）の作成	1 撤去工事特記仕様書（案）
6	打合せ記録	1 打合せ記録簿
7	その他	1 発注者から求めがあったもの

別表 1

撤去対象設備概要

	設備名	品目等	数量	単位	備考
1	受信点設備	堀之内公民館屋上	1	式	
2		小出スキー場	1	式	
3	センター設備	機器収容架	9	架	
4	伝送路設備	光送受信機	21	台	
5		クロージャー	45	台	
6		幹線、延長増幅器	288	台	
7		分岐、分配器	1,148	台	
8		電源供給器	112	台	
9		光ケーブル	31,853	m	
10		同軸ケーブル	116,011	m	
11		メッセンジャーワイヤー	82,883	m	
12		引込線	1,600	軒	
13		TV 柱（鋼管柱）	124	本	
14		TV 柱（コンクリート柱）	8	本	
15		支線	61	箇所	
16		装柱バンド	2,847	個	
17	その他設備	気象観測ロボット	1	式	
18		田川平監視カメラ	1	式	
19		頭首工監視カメラ	2	式	

※数量については、机上拾い出しによる概数である。